

戦後中国の残留日本人政策

趙 彦民

はじめに

本稿は戦後集団引揚げの機会を逃した残留日本人が中国社会でどのように在留していたか、また中国政府が残留日本人に対してどのような国家管理を行ったかについて明らかにしようとするものである。これまで、中国社会における残留日本人の政策に関しては、主に日中関係という枠組みのなかで残留日本人の引揚問題を軸に研究が進められてきた⁽¹⁾。そのため、残留日本人が帰国を果たすまで、外国人としていかに中国社会に統合されたかといった問題は、ほとんど注目されてこなかった。管見では、南誠(2009)「戦後の中国における『日本人』政策—ポストコロニアルと国民統合の視点から—」のほかは見当たらない。

南は、戦後の中国における日本人政策を1945年8月から1960年までの間で三つの段階に分け、第一段階(1945年8月～1948年)では国民党も共産党もそれぞれの支配地域から日本人を「遣返」(送還)することを政策の前提としており、国民党が支配する大都市において在留日本人を集中管理する方式を採っていたのに対して、共産党政権はそのような管理方式を取らなかったと指摘している。第二段階(1948年～1952年)では、1948年に東北を支配下に置いた共産党政権が、戦犯や捕虜を除いて当初東北社会の運営のために留用した日本人と、第1段階で日本に引揚げることができなかった一般日本人を一括して日僑として管理し、日本人会を発

(1) 残留日本人の引揚問題に注目した研究として、呉万虹(1999)「中国残留日本人の帰国：その経緯と類型」『神戸法学雑誌』第49巻第1号、大澤武司(2003)「在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係—日中間交渉における『三団体方式』を中心として—」『アジア研究』第49巻第3号、南誠(2005)「『中国残留日本人』の歴史形成に関する一考察」『日中社会学研究』第13号、王偉彬(2005)「在中国日本人の引揚げに関する一考察」『修道法学』第27巻第2号などがある。

足させて社会統合を図るようになっていた、とする。しかし朝鮮戦争が東北地域に拡大することへの恐れ、国内を安定させるための国家危機管理上の必要性、そして日本への帰国を望む日本人の要望などにより、中国政府は1952年に日本人の集団帰国支援を表明し、翌年1953年に帰国事業が始まったという。これに続き第三段階（1953年～1958年）では、日本人の帰国援助と社会統合政策が同時に展開されたと説明している。

こうした南による1945年8月から1960年までの中国における日本人政策についての考察と分析は、筆者もおおむね妥当であると考えられる。しかしながら、南の論文ではまだ十分に検討されていない点が残されている。同論文は基本的に戦後の中国の都市部に在留する日本人を考察の対象としており、東北農村地域に取り残された日本人の状況については明らかにされていない。同じ残留といっても、農村部と都市部ではその体験がおおいに異なっていた。1946年～1948年の間に東北の農村部では土地改革が行われているが、同時期に都市部に在留する日本人はこの土地改革を経験してはいないのである。そこで、本稿では、まず共産党政権の下で行われた土地改革において、農村部の残留日本人がどのように対処されていたかに焦点をあてる。

また、分析対象の範囲についても、南の論文が1945年8月の日本敗戦後、中国全土に取り残された日本人を広く扱っているのに対して、本稿では、満洲移民、とりわけ長野県第七次中和鎮信濃村開拓団（以下は「中和開拓団」と略す）の残留者の事例を中心に分析することとしたい。特に1946年5月に中和開拓団が日本に集団引揚げを行った後に現地農村社会に取り残された人たち（1953年に始まった後期の集団引揚げで帰国を果たした一時的残留者を含む）が対象となる。1949年10月1日に新中国が成立した後、中国政府がこうした農村部に取り残された日本人たちをどのように管理し、どのような政策で対応してきたかを明らかにすることが分析課題となる。

これらを考察するにあたって、本稿では1946年から1980年までを時間軸とする。資料として、中国の現地調査で収集した残留日本人について記録する「档案」、『延寿県志』、『ハルビン市志』、『ハルビン市志・外事志』、『黒龍江省志・公安志』、および聞き取り調査などに基づいて考察する。

I 1946年から1948年の土地改革と残留日本人

1946年5月、中和開拓団が日本に引き揚げた後、余儀なく現地に残留した人は「百人以上を超えた」（元中和鎮信濃村開拓団1975：297）と記録されている。このなかには、1953年に再開した後期の集団引揚げで帰国を果たした者と、その後も残留した、いわゆる中国残留日本人が含まれていた。

これらの残留者のなかには、当時家族単位で残留したものも少なくなかった。例えば、筆者の聞き取り調査に協力してくれた残留婦人のXLさん、KTさん、残留孤児のIさんなどの場合は、それぞれ家族単位で現地に留まっていた。『延寿県志』によれば、その頃、全県ではこのような残留日本人の家庭が15戸あった（延寿県地方志弁公室編1991：672）。そして、そのなかに中和開拓団の出身者が10戸を占めていた⁽²⁾。

こうした残留者たちは、1946年1月に避難先の方正県から再び入植地だった中和鎮に引き返した時に、現地の社会で生活の余裕がある地主の家、富農・中農の家に入って豚追いや牛の放牧などの雑役で食いつないだり、かつて開拓団で働いていた中国人に頼ったりして生きていた。1953年に日本に引き揚げてきた小林袈裟治さんは、その時の様子を自分の手記に次のように書いている。

滞在先の中国人宅で、働ける者は使用人として働き、家事手伝いをする婦人、子守りに雇われた幼女、養子に貰われた人、将来の息子の嫁にと貰われた少女等々、それぞれが生きてために、中国人家庭で生活した。中には優遇された人もいたと聞いた（小林袈裟治2002：34）。

その頃の自分の家族の様子について、小林さんは次のように記している。

兄は天台屯の地主、韓家の使用人となる。私とすぐ下の妹は同じ天台屯の、父生存中の友人宅李家の使用人になった。私は農事の手伝い、妹

(2) この数字は、2005年、2007年の現地調査で収集した当時の残留日本人の「档案」によって統計したものである。

は家事手伝いと子守りだった（小林袈裟治2002：35）。

このように、中和鎮の周辺に取り残された残留者たちは、生きていくために現地の中国人家庭に統合されていた。彼らがそれぞれ中国人家庭で徐々に落ち着くようになった1946年の中頃になると、延寿県でも土地改革の運動が始まった。土地改革運動は中国共産党によって進められたもので、この運動に至るまでは延寿県の支配権をめぐって国共内戦が続いていた。

1945年8月以後、日本の敗戦と共に延寿県が解放された。9月、ソ連軍は延寿に進駐、日本の開拓団を含めて県内のあらゆる集団の武装を解除し、臨時政府を設立して治安維持などにあたっていた。その翌月、共産党政権を支持する民主人士だった朱殿超が当時の滨江省副省長李兆麟の委託を受け、ソ連軍の承諾も得て臨時政府を解散した（姜学2003：128）。朱殿超は県長として延寿民主政府を組織、旧満洲国期の保安隊を接收し治安大隊と改編し、元警察署長の蘭金甲を治安大隊長として任命した。

しかし、この民主政府樹立から2ヶ月も経たないうちに、治安大隊長の蘭金甲が国民党からの委任を受け入れ、武装反乱を起こした。そこで、民主政府県長の朱殿超などが逮捕され、蘭金甲は国民党軍の代表として延寿県を接收すると同時に民主政府を解体すると宣告、旧満洲国期の官吏だった鄭恩澤を県長として就任させた（延寿県地方志弁公室編1991：21）。

このような国民党による延寿県の支配は1946年1月の中旬頃まで続いたが、1月24日、中共八路軍359旅団に延寿県は包囲・攻撃され、蘭金甲は逃走、共産党は延寿県の支配権を奪回した。2月、359旅団は延寿から撤退し、中共哈東一分区と守備を入れ替えた（延寿県地方志弁公室編1991：21）。この後、中共哈東一分区の司令員、地委書記の温玉成が延寿県の工委書記を兼任し、李龍琪を副書記、劉志民を県工委員とする延寿県政府が発足した（姜学2003：129）。

中共が延寿県の支配権を取り戻してから、延寿県政府は国民党などの残存勢力を肅清するための「剿匪運動」を始めると同時に、共産党中央局の「五・四指示」に従って土地改革運動を展開していった。土地改革はこれまでの封建土地所有制を覆し、すべての農民たちに土地を平等に再分配し、

経済と政治における「翻身」を図るという目的だった。その背景としては、国民党との内戦が続き軍事情勢も不利な状況に置かれた中共が、農村人口の約七割を占める貧農の支持を得ることで、解放区における敵対勢力の排除を期待したという要因が指摘し得る。

このような背景のなかで、延寿县は1946年に「土改工作隊」を組織、県内の各村屯に派遣し、村屯を単位とする政府・「農会」を成立させ、土地改革を進めていた（延寿县地方志弁公室編1991：21）。この頃、中和鎮と約4キロ離れた亮子屯に暮らしていた残留者の小林袈裟治さんは、村に入ってきた土改工作隊が村民に向けて行った宣伝の様子を次のように振り返っている。

貧農民と雇用人を大団結させ、中農を仲間に入れて、富農と大地主を打倒しなければならない。そして自分たちは全中国を解放しよう。貧雇農民達よ立ち上がれ、決起せよ、赤旗の下に集まれ、闘争せよ等々、とにかくその語調は実に勇ましく激しいもので、短期間のうちに辺鄙な農山村にも農会を組織した。…中略…その勢いはまさに怒涛の如くであった。（小林袈裟治2002：38）

延寿县の土地改革は1946年6月から1948年まで3段階で行われた。すなわち、第1段階は「清算剥削帳，打开土改局面」（これまでの搾取を清算する、土地改革の局面を開く、1946年6月～10月）、第2段階は「反奸除霸，反地主倒算」（地主や富農ら悪党と闘い、彼らの反攻を防ぐ）、「查黒地，煮“夹生饭”」（隠している土地を調べ、徹底的に清算を行う、1946年11月～1947年7月）、第3段階は「砍挖運動」（地主や富農などが隠している家財や武器などを探し出す運動、1947年7月～1948年3月）である（王玉卿2003：114-121）。

第2段階と第3段階において延寿县の土地改革運動が頂点に達した。『延寿县志』によれば、「1946年12月、地主、富農、反革命分子、悪質分子、匪首、旧満洲時代の官吏、満洲国軍などの1349人に対し、闘争、清算を行っ

た。その内、250人を銃殺した。土地49800垧⁽³⁾を没収した。そのほかは食糧3289石、馬や牛368頭、豚479頭、大車80台、住宅2000棟を没収した」(延寿県地方志弁公室編1991：124)と記録されている。これに続いて、第3段階では闘争がさらに大規模となった。「1947年7月7日の『砍挖運動』は全県の400個村、屯に及び、6万人が参加した。大地主、悪ボスなどの2947人を闘争し、極悪な反動分子を90人銃殺した。土地15686垧、食糧6800石、牛や馬5275頭、豚3413頭、鉄車1004台、農具5500件、住宅11435棟、現金4500万あまり、金54.4両(1両は約50グラム)、銀200両あまり、小銃など77丁、弾4940発を没収した」(延寿県地方志弁公室編1991：124)。

全県で土地改革の運動が広げられるなかで、残留日本人たちが暮らしている村でも激しい闘争が繰り返されていた。残留日本人が中和鎮に引き返してきた当時、働いていた地主の家が次々と闘争・清算の対象となった。その時、亮子屯の地主の楊家から家を借りていた小林袈裟治さんは、家主の一家が闘争対象とされた様子を次のように回想している。

屯内の貧雇農民などが隊を組み、近くの屯や村、鎮の大地主や富農宅へ行った。かわりに他所の屯や村、鎮などの貧雇農民らが、隊を組んで自分達の屯の、地主や富農などの家に来て闘争をしていった。彼なども顔見知りの家に入っただけの闘争は、やりにくく、他所へ行って徹底的に闘争したらしい。…中略…。そのうちに今度は私の家主宅も同じようにされて、食糧、家畜、衣類まで持ち去られてしまった。最後は釜まで持ち去ろうとしたが、家主の老婆と奥さんに泣きつかれ、釜や食器だけは置いて行った。(小林袈裟治2002：39)

この語りにあるように、土地改革は基本的に共産党による国内向けの「階級闘争」であり、旧来の農村社会の経済構造、権力構造を変えることが目的であった。敗戦後、現地社会に組み込まれていた残留日本人は土地改革

(3) 「垧」は、中国の土地面積の単位であり、地方によって標準は異なる。東北の多くの地方では15畝、西北では3畝あるいは5畝を、それぞれ1垧とする。中国の1畝は、6.667アールに当たる。

運動のなかで現地の貧農や小作農と同じように、土地を均等に割り当てられた。残留日本人はこの土地改革運動の中で、現地の社会に再編され、新たに生きる道を与えられることになった。このことを以下の三点について少し具体的に述べておきたい。

第1に、土地改革により、当時地主の家に売られた残留日本人女性たちが解放されたことである。ここでは、残留婦人だったKTさんの事例と1953年に帰国を果たしたKHさんの事例を紹介したい。KTさんは一家を助けるために僅かな食糧と引き換えにカシンベック病をもつ地主の長男と結婚させられた。結婚した後は地主の家族から酷い仕打ちを受けた。このような事情が中和鎮の「土改工作隊」に把握されると、「土改工作隊」はKTさんと地主の息子の婚姻を解消させ、KTさんに自由をあたえた。一方、KHさんの事例では、二番目の姉が地主の家に売られ、虐待を受けていたというが、KHさんの姉を地主の家庭から解放させたのも「土改工作隊」だった。このように、残留日本人が中和鎮に避難してきた当時、生きていくために地元の地主や富農との間でやむを得ずに結んだ不合理な「契約」が、土地改革運動のなかで「土改工作隊」や農会の介入により解消されることとなった。

第2に、先に述べたように、ばらばらで中国人の家で働いていた残留日本人の家庭が、土地改革を機に家族単位で暮らしができるようになったことである。つまり、土地改革で地主や富農などの土地や家財が取り上げられたことにより、残留日本人はそこで働けなくなる。そこで、地元の農会は残留となった日本人の家庭にも、中国人の家庭と同じように、土地を平等に割り当てたのである。こうして、家族単位で現地に取り残された中和開拓団の10戸の家族すべてが、土地改革で与えられた土地によってほぼ自立して生活することができるようになった。

第3点は、中和鎮周辺の土地改革では、先に述べた家族ごと残留となった家庭以外の、中国人の家庭に統合された残留孤児や婦人に対しても現地の農民たちと同じように土地が均等に割り当てられたことである。「日僑は敗戦国の国民であるけれども、戦犯ではないため、現地政府は彼らに生きる道を与えた」（延寿県地方志弁公室編1991：672）のであった。筆者が現地調査で収集した残留日本人の「日僑登記表」の第20項目「経済状況」

の欄には、土地改革の時に与えられた土地の面積、住宅、家畜などが記録されている。例えば、夫婦共に1953年までに残留となった中和開拓団のZQさんの登記表には、次のように記録されている。

20. 経済状況：「土地を1 垧割り当てられ、一室半の住宅を購入した。」

また、5 人家族で残留となった中和開拓団のYZさんの一家の記録は次のようであった。

20. 経済状況：「五室半の住宅、土地1.14垧、豚一頭を割り当てられた。」

残留日本人に土地を割り当てる延寿県のような土地改革はほかの地域でも行われていた。例えば、1939年に三江省樺川県公心集に入植した読書村（現在の南木曾）開拓団の出身者だった可児力一郎さんは、終戦後の避難先の方正県に残留となった。可児さんがいた方正県でも、1947年前後に土地改革が行われ、残留日本人に土地が割り当てられたことを次のように記している。

この改革では東北部の居住者すべてに農地が割り当てられた。各地区ごとの農地を、その地区の全住人に平等に割り当てるという方法がとられたので、人口密度が高い地区は割り当て面積が小さく、密度が低い地区は面積が大きいという具合だった。このような地区差はあったものの、外国人である日本人にも平等に面積が割り当てられた。その代わりに、自分の土地を耕作して、秋の収穫が終わった時に公糧と呼ばれる、その土地の等級に応じた年貢を納めることになった。方正県臨江区では、一人につき五畝が割り当てられた。（可児力一郎2003：96）

このように、終戦後の前期集団引揚げで帰国を果たせなかった残留者の多くは、1953年の後期集団引揚げが開始されるまで現地政府から与えられた土地で暮らしていた。ただし、ここで注意しておきたいのは、残留日本人は土地改革の恩恵を受けたといっても、彼らが現地社会で安定した生

活を送れたとまでは必ずしも言えないということである。物資が乏しい戦後の中国では、中国人の家庭も含めて、人々の暮らしは苦しいものだった。そういった環境のなかで、中国社会を生きる彼らは、大切に育ててもらった人もいれば、ただの労働力として酷使された人もいる。上述で紹介した可児さんは、中国人の家庭で労働力として、日々大変な作業に追いまわされた体験を次のように書き留めている。

大人でも体力がなければ厳しい仕事を、十三歳の子供がするのは無理な話だった。渾身の力を振り絞っても、アワの茎は切れない。だが、礼の父親がいつも監視していて、切れなければ、鞭が飛んできた。(可児力一郎2003：79)

また、彼らは中国人の家庭に入った当初、中国語を話せなかったため、日々戸惑い、不安、孤独に包まれながら生きていくしかなかった。中和開拓団の出身で残留孤児だったCさんは、その時の体験を次のように語る。

方正収容所から加信子に着いたとき、中国語が一言も喋れなかった。中国語ができるようになるまで一年以上かかったね。最初は手ぶりをまじえながら、中国人とコミュニケーションをとった。何をやっても手ぶりをしなきゃ通じないのだから、怖かった。中国人に何を言われているのか、全くわからないから、怒っているような表情を見たら、ひたすら逃げた。(趙彦民2007：153)

さらに、彼らは中国人として育てられながら、「侵略日本」「日本帝国」という歴史の重みを背負って戦後の中国社会を生きなければならなかったのである。

II 新中国の成立と残留日本人に対する国家管理

1948年、東北社会では土地改革が終了すると同時に、全域がほぼ解放されることとなった。建国に向けて、東北行政委員会は当該地域における

治安維持、そして潜伏していた国民党などの反動勢力などによる破壊を防ぐために、人口・戸籍管理を実施し始めた。1948年4月16日に『東公字第2号令』「8月1日より地域内の男女16歳以上の者に対して居民証制度を実施する」（黒龍江省志・公安志2001：377）という通告が公布され、その一環として、東北公安総局は4月28日、全域の住民に対して戸籍登録の申請を求めた。ついでに7月に黒龍江省は各地区市町村の16歳以上の男女に居民証を交付する一方、省内に暮らしている外国人に対しては外国人登録申請（外僑戸籍簿）を要請し、登録した者に「外国僑民居留証」（写真1を参照）を交付するという措置をとった⁽⁴⁾。

1949年10月1日、中華人民共和国が樹立され、翌1950年、国家公安厅と東北公安部の指示に従って、黒龍江省は当該地区内の16歳以上の外僑を対象に全面的な調査と登録を行った（黒龍江省志・公安志2001：381）。黒龍江省に残留した日本人は、主に松花江の兩岸にある方正県、通河県、延寿県、依蘭県、鉄力県、甘南県、嫩江県、訥河県の周辺に生活していた（黒龍江省志・公安志2001：382）。

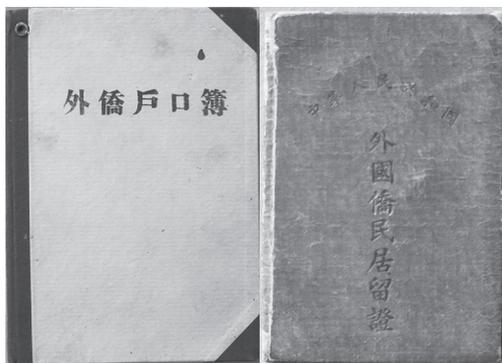


写真1 外国人戸籍と外僑証明書
2007年2月27日、筆者撮影

延寿県における残留日本人の調査については、当時の残留者を記録する「外僑登記申請書」（1950年）や「外僑登記表」（1953年、1955年）から1950年、1953年、1955年に行われていたことが判明した。1950年の調査は、すべての残留者に対するものではなく、前節で述べたような家族ごとに残留となった日本人の家庭や、身元などが十分把握されている者が対象となった。例えば、1946年の初頭に様々な理由で中国人の家庭に入った幼

(4) 黒龍江省志・公安志によれば、1949年の新中国成立後の黒龍江省には31ヶ国、52618名の外国人がいた。そのなかで多くを占めているのは、ソ連人、朝鮮人、日本人であった。

少の子供たちは、1948年に行われた戸籍調査では中国人の養父母の申請によって中国人家庭の子供として登録されていることが多く、彼らは日僑登録の対象とされなかった。一方、1953年1月の調査は主に同年に始まる後期の集団引揚げの準備に備え、残留者の帰国希望に関する聞き取り調査だった。

当時の調査の詳細を記録している1953年の「日僑登記表」によれば、聞き取り項目として以下の21項目が設けられていた。①氏名、②年齢、③性別、④生年月日、⑤出生地、⑥本籍、⑦日本での住所、⑧教育レベル、⑨特殊技能の有無、⑩いつ、どこから、どのように中国にきたか、⑪職業及び勤め先、⑫いつ、どのように現職についたか、⑬中国の現住所、⑭いつ、どこでどの団体あるいは党派に属したか、どんな役職を担当したか及び現在との関係、⑮賞罰の有無、⑯犯罪経歴があるか否か、あるいは処分の有無、⑰本人の詳細な経歴（いつからいつまで、どこで、何をしていたか）、⑱日本の親族と社会関係（名前、年齢、性別、本籍、現住所、職業及び役職、本人がどのような団体または党派に属するか、どんな役職を担当しているか）、⑲中国の親族と社会関係（名前、年齢、性別、本籍、現住所、職業及び役職、本人がどのような団体あるいは党派に属するか、どんな役職を担当しているか）、⑳経済状況、㉑備考欄（この欄には1953年の集団引揚げで帰国するか否かについて記録されている）。

次に、中国現地調査で収集した残留日本人の「档案」に基づいて、1953年に延寿县から日本に引き揚げた残留者の状況を見てみよう。引揚げ者の名前を特定できないようナンバー（No.）で表すことにする。また年齢は1953年1月に調査が行われた時点のものである。

表1 1953年に延寿县から日本に引揚げた残留者の状況⁽⁵⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
1	女	45歳	長野県	加信村	中和開拓団	母、中国人と結婚、残留。
2	女	21歳	長野県	加信村	中和開拓団	長女、終戦時13歳 中国人養女

(5) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案卷第96号、3-10頁、35-46頁。

3	女	19歳	長野県	加信村	中和開拓団	二女、終戦時11歳 中国人養女
4	女	18歳	長野県	加信村	中和開拓団	四女、終戦時10歳 中国人養女
5	男	19歳	長野県	加信村	中和開拓団	甥、終戦時11歳 中国人養子

1-4は母と三人の娘である。5は1の姪にあたる。この一家の登記表から以下の状況が読みとれる。1は1946年に5人の子供と甥の6人で加信鎮に残留した。そこで、1は6歳の長男を連れて10歳上の中国人男性と結婚、長女、次女、三女、四女、姪子はそれぞれ別の中国人家庭の養女と養子となった。調査時点で、三女は家族と離れてハルビンのある工場で働いていたと記録されている。そして、この調査の直後に始まった集団引揚げでは、1-5は日本への帰国を果たした。一方、この時に長男がどうなったのかについての記録はない。

表2 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽⁶⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
6	男	57歳	長野県	中和村	中和開拓団	夫
7	女	58歳	長野県	中和村	中和開拓団	妻

表2にある6と7は、夫婦である。1946年1月、中和鎮に避難してきた時、一家は夫婦と4人の娘の6人だった。当時、すでに長女、次女は一家を救うために、中国人と結婚していた。三女と四女も1947年、1949年に中国人と結婚した。1953年の集団引揚げの時には、6と7の夫婦二人だけが日本に帰国した。次女、三女、四女は彼女らの登記表によると「中国人と結婚し、子供がいるために帰国しない」と記録されており、姉妹三人とも残留となった。長女については当時県外に転出していたため、記録がなかった。

(6) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案卷第96号、12-14頁。

戦後中国の残留日本人政策

表3 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽⁷⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
8	男	59歳	長野県	中和村	中和開拓団	父
9	男	22歳	長野県	中和村	中和開拓団	三男、終戦時14歳
10	女	18歳	長野県	中和村	中和開拓団	長女、終戦時10歳、 中国人養女
11	男	13歳	長野県	中和村	中和開拓団	四男、終戦時5歳

表3にある8-11は、父と3人の子供の4人家族である。当時の状況について、筆者は2008年に中和鎮への現地調査で当時の一家を知る白という老人から話を聞くことができた。白さんによれば、一家が中和鎮に引き返してきたときには、家族全員にひどい凍傷があったため、白さんの叔父が一家を引き取って看病していた。一家の健康状態が回復すると、14歳だった三男は、村の中国人の家へ働きに出ていった。白さんの叔父は10を養女として引き取り、大きくなったら自分の息子と結婚させようと考えていたようで、そのため一家の面倒を見ていたという。1953年1月の記録によれば、家族4人共に日本への帰国を希望し、のち日本に引揚げた⁽⁸⁾。

表4 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽⁹⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
12	男	60歳	長野県	中和村	中和開拓団	父
13	男	23歳	長野県	中和村	中和開拓団	次男、終戦時15歳
14	男	22歳	長野県	中和村	中和開拓団	三男、終戦時14歳
15	女	19歳	長野県	中和村	中和開拓団	長女、終戦時11歳
16	男	15歳	長野県	中和村	中和開拓団	五男、終戦時7歳

表4の12-16は、父と4人の子供である。1953年の調査記録によれば、1946年1月、一家は中和鎮で残留となった。1946年から1947年の間、次男、三男はそれぞれ中国人の地主の家で働いて一家の生計を支えていた。1948

(7) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案卷第96号、15-16頁、82-86頁。

(8) 2008年3月8日、中和鎮敬老院で白成林氏への聞き取り調査による。

(9) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案卷第96号、17-26頁。

年以後、土地改革で一家には住宅と約1畝の土地が与えられ、農業を営んで暮らしていた。1953年の集団引揚げで、一家5人は日本に帰国した。

表5 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹⁰⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
17	男	57歳	長野県	中和村	泰阜村開拓団	父
18	女	52歳	長野県	中和村	泰阜村開拓団	母
19	男	24歳	長野県	中和村	泰阜村開拓団	長男
20	女	23歳	長野県	中和村	泰阜村開拓団	長女
21	男	17歳	長野県	中和村	泰阜村開拓団	次男

表5にある17-21は、夫婦と子供3人の5人家族である。1953年の調査記録によれば、一家は長野県泰阜村の出身であり、1946年に中和鎮で残留となった。子供は4人がいたが、末子の次女は中国人に引き取られていた。1953年の集団引揚げでも5人で帰国した。

表6 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹¹⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
22	女	60歳	山形県	黒山村	北靠山屯開拓団	母
23	男	23歳	山形県	黒山村	北靠山屯開拓団	長男
24	男	17歳	山形県	黒山村	北靠山屯開拓団	次男

表6の22-24は、母と2人の息子である。一家は1946年に延寿県の黒山村で残留となった。当時は2人の娘を含めて、5人家族だったが、1953年の集団引揚げでは、母と2人の息子の3人だけであった。2人の娘について、当時の調査記録によれば長女は中国人と結婚しており、次女は学生だったと書かれているが、帰国の有無に関する情報は記載がなかった。

(10) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案卷第96号、29-34頁。

(11) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案卷第96号、37-42頁。

戦後中国の残留日本人政策

表7 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹²⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
25	男	18歳	長野県	中和村	中和開拓団	中国人養子
26	男	14歳	長野県	中和村	中和開拓団	中国人養子
27	男	12歳	長野県	中和村	中和開拓団	中国人養子

表7の25-27は、兄弟である。25は前節で取り上げた集団引揚者のKHさんのことである。1946年に姉2人を含む兄弟5人で中和鎮に避難してきたが、そこで5人とも余儀なくそれぞれ中国人家庭に入ることになった。1953年の集団引揚げ時、2人の姉はすでに中国人と結婚して子供がいたため、帰国できず、兄弟3人だけで日本に帰国した。

表8 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹³⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
28	男	23歳	山梨県	葵興村	南都留開拓団	長男、終戦時15歳
29	男	21歳	山梨県	葵興村	南都留開拓団	次男、終戦時13歳
30	男	16歳	山梨県	葵興村	南都留開拓団	三男、終戦時8歳

表8の28-30も、3人の兄弟である。調査記録によれば、1945年12月に叔母に連れられ依蘭県から延寿県に避難してきて葵興村で残留となった。1949年まで、長男の28は村の地主の家で働いていたが、1949年から1953年までの間は、土地改革で与えられた土地(2垧3畝)で暮らすようになっていた。2人の弟はそれぞれ中国人家庭に引き取られた。1953年、兄弟3人は日本に引揚げた。

表9 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹⁴⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
31	女	47歳	長野県	中和村	中和開拓団	母

(12) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案巻第96号、43-48頁。

(13) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案巻第96号、49-54頁。

(14) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案巻第96号、55-58頁、61-68頁。

32	男	24歳	長野県	中和村	中和開拓団	次男
33	男	16歳	長野県	中和村	中和開拓団	三男
34	男	26歳	長野県	中和村	中和開拓団	長男
35	女	20歳	長野県	中和村	中和開拓団	長男の嫁 (残留日本人)
36	男	24歳	長野県	中和村	中和開拓団	次女の夫 (残留日本人)
37	女	21歳	長野県	中和村	中和開拓団	次女

表9の31-37は、母、長男、長男の嫁、次男、三男、次女と次女の夫である。表には出ていないが、長女は前節で取り上げた残留婦人XLさんのことである。長男、次女はそれぞれ残留日本人同士と結婚した。1953年、中国人と結婚した長女を除いて、家族は日本に引揚げた。

表10 1953年に延寿县から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹⁵⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
38	男	22歳	長野県	中和村	中和開拓団	長男
39	男	19歳	長野県	中和村	中和開拓団	次男
40	男	18歳	長野県	中和村	中和開拓団	三男
41	女	16歳	長野県	中和村	中和開拓団	次女
42	男	14歳	長野県	中和村	中和開拓団	四男

表10の38-42は、5人の兄弟である。表には出ていないが、この一家の長女は、前文に触れた残留孤児だったIさんである。Iさんは一家を救うために余儀なく中国人の家庭に入り、「童養媳」(将来息子の嫁にするために子供頃金銭などで買われた女の子)となった。両親は中和鎮で亡くなり、一番下の妹(三女)は加信鎮で中国人家庭に引き取られた。1953年の集団引揚げの時に、結婚して子供も生まれたIさんと中国人家庭の養女となった三女を除いて、ほかの兄弟は日本に帰国した。

(15) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案巻第96号、71-80頁。

戦後中国の残留日本人政策

表11 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹⁶⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
43	男	55歳	長野県	中和村	中和開拓団	父
44	男	23歳	長野県	中和村	中和開拓団	次男
45	女	17歳	長野県	中和村	中和開拓団	次女

表11の43-45は、父と次男、次女の3人である。家族の記録資料によれば、1946年、父と4人の子供（次男、三男、長女、次女）は中和鎮で残留となった。長女は中国人家庭の「童養媳」となり、三男は中国人家庭の養子として引き取られた。次男は、1946年から1947年まで村の中国人の家で牛の放牧をしていた。1948年から1953年までは土地改革で与えられた土地で農業を営んで暮らしていた。1953年の時点で次女も中国人と結婚していたが、中国人の家庭を残して父、兄と共に日本に引揚げた。

表12 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹⁷⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
46	男	43歳	長野県	中和村	中和開拓団	夫
47	女	38歳	長野県	中和村	中和開拓団	妻

表12の46-47は、夫婦である。1946年、中和鎮で残留となった。記録によれば、夫婦は1946年から1951年まで、中和鎮で農業に従事していた。1951年から1953年までは省営農場で養蜂の仕事をしていた。1953年、夫婦は帰国を希望し、日本に引揚げた。

表13 1953年に延寿県から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹⁸⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
48	男	51歳	沖縄県	加信村	伊漢通開拓団	父
49	女	42歳	沖縄県	加信村	伊漢通開拓団	母
50	男	20歳	沖縄県	加信村	伊漢通開拓団	長男

(16) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案卷第96号、87-92頁。

(17) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案卷第96号、93-96頁。

(18) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案卷第96号、97-102頁。

表13の48-50は、夫婦とその息子である。1946年、家族四人で方正県伊漢通開拓団から加信村に避難してきた。そこで、長女は村の中国人と結婚し、1953年の時点で6歳の子供がいた。集団引揚げで帰国したのは両親と長男の3人だけと記録されている。

表14 1953年に延寿县から日本に引揚げた残留者の状況⁽¹⁹⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
51	女	45歳	長野県	中和村	中和開拓団	母
52	男	22歳	長野県	中和村	中和開拓団	長男
53	男	19歳	長野県	中和村	中和開拓団	次男

表14の51-53は、前に触れた残留婦人KTさんの母親と2人の弟である。この記録とKTさんへの聞き取り調査によれば、1953年の集団引揚げで母(51)と二人の弟(52、53)は帰国を果たせたが、中国人と結婚して子供が生まれたKTさんともう一人の妹は帰国できなかった。

表15 1953年に延寿县から日本に引揚げた残留者の状況⁽²⁰⁾

名前	生別	年齢	出身地	現在居住地	開拓団	備考
54	男	19歳	長野県	中和村	中和開拓団	中国人養子
55	男	22歳	宮城県	中和村	連江口開拓団	中国人養子
56	女	39歳	長野県	中和村	中和開拓団	中国人妻
57	男	16歳	長野県	中和村	中和開拓団	中国人養子
58	男	27歳	長野県	中和村	勤労奉仕隊	
59	男	15歳	山形県	中和村	不明	中国人養子
60	女	37歳	長野県	加信村	中和開拓団	中国人妻
61	男	22歳	鹿児島県	加信村	伊漢通開拓団	
62	男	24歳	鹿児島県	加信村	勤労奉仕隊	
63	男	16歳	山形県	加信村	不明	中国人養子
64	男	19歳	長野県	加信村	不明	中国人養子
65	女	37歳	岐阜県	加信村	読書村開拓団	中国人妻

(19) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案巻第96号、103-108頁。

(20) 『延寿县公安局卷宗・1953年帰国人員』案巻第96号、1-2頁、10-14頁、27-28頁、59-60頁。

戦後中国の残留日本人政策

66	女	29歳	福島県	加信村	西陽開拓団	中国人妻
67	男	23歳	山形県	加信村	太平川開拓団	中国人養子
68	女	29歳	沖縄県	加信村	不明	中国人妻
69	男	25歳	長野県	延寿県城	窪丹崗報国農場	
70	男	20歳	徳島県	延寿県城	佐木台開拓団	中国人養子
71	女	28歳	奈良県	延寿県城	大塔村開拓団	中国人妻
72	男	16歳	不明	平安村	不明	中国人養子
73	男	14歳	不明	凌河区	不明	中国人養子

表15にある54-73は、1945年12月から1946年1月の間の避難の道のみで家族と離れ離れとなったり、一人だけ生き残った人たちである。彼らは生き延びるために一時的に中国人家庭の養子、あるいは中国人の妻となり、1953年の集団引揚げで帰国を希望し日本に引揚げることができた。これらの帰国者の年齢を注意してみると、ほとんど18歳以上の者で、18歳以下の者は5人にすぎない。

以上のように、1953年に延寿県から引揚げた日本人残留者は、中和開拓団の関係者が半数以上（43名）を占めており、彼らは中和鎮と加信鎮を中心に居留していたことが分かる。これらの残留者のほとんどが1946年から1948年の土地改革が終わるまで中国人の家で働いたりして命を繋いでいた。一方、1948年以後、残留者の多くは生活が落ち着くようになり、独力で、あるいは中国人の家族と共に農業を営むなどして暮らしていた。

建国後まもない1951年、中央政府政務院（現在の国務院）は、『外国僑民出入及び居留暫定規定』を公布し、中国領内に暮らしている外国人に対して「中国の法令を順守しなければならない」（第4条）、「中国人民政府公安機関が定められた戸籍制度を順守しなければならない」（第5条）などと規定して在留生活を求めた。ただし、先の事例で示したように、農村部に在留していた開拓団関係の民間日本人に対しては、その生活を特に制約・制限したりせず、人道的見地から彼らを農村社会に安定的に統合させようとしていた。

しかし、1952年に中国政府は残留日本人の帰国支援を表明し、翌1953年に中国赤十字社と日本三団体（日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡委員会）による後期集団引揚げが具体化された。1953年から1958年

まで、黒龍江省では三回（1953年、1956年、1958年）にわたって残留日本人の送還が行われた（黒龍江省志・公安志2001：384-385）。先に取り上げた延寿県に一時的に残留となった日本人たち（表1から表15まで）は、全員1953年の引揚げで日本に帰国した。

このように、1948年に共産党が東北の政権を確立してから、当該地区に居留していた日本人に対しては「外僑戸籍」の登録、管理が行われ、中国建国の初期になると特に農村社会に残留した日本人を現地社会に安定的統合するという措置がとられていたが、1953年に後期集団引揚げの決定により、残留日本人を帰国させるという方向に転換した。

III 中国における残留日本人の在留と国籍

後期集団引揚げは1953年から1958年まで続いていたが、延寿県における残留日本人の帰国は1953年の時だけだった。この時の集団引揚げが終了したあとも、延寿県にはまだ多数の残留日本人が存在していた。

1954年11月、公安部が「全国における外僑の総調査に関する指示」を通達した。これに従い、1955年、黒龍江省公安厅は全省において外僑登録会議を開き、省内に在留している外僑に対する調査を点から面、都市から農村へと実施していく旨を決定した。調査にあたっては、1954年に公布された「外国僑民居留登録及び居留証の発行暫定規定」に基づき、省内70の市、県などで12歳以上の外国人の登録が行われ、居留証が交付された（黒龍江省志・公安志2001：382）。ただし、この調査では、拘留中の犯罪者、また中国人と外国人との間に生まれた18歳未満の子供、及び中国の国籍を持つ残留日本人孤児、中国人家庭の養子となった日本人孤児などは「外僑」としては扱わず、登録の対象としなかった（黒龍江省志・公安志2001：382）。

延寿県では1955年3月から5月までの間、県内に居留する外国人に対する調査登録が行われ、外国人の「档案」が作られた。この時に「外僑」として登録された日本人は、主に1953年の集団引揚げで帰国を断念した残留婦人、残留孤児の人たちと、新たに判明した残留者である。1955年の当時、外僑として登録された具体的な人数は資料の制約により完全には

戦後中国の残留日本人政策

把握できていないが、確認できたものを表16で示しておく。

表16 残留日本人の調査登録リスト⁽²¹⁾

名前	性別	年齢	出身地	居住地	開拓団	備考
1	女	39	長野県	慶陽農場	中和開拓団	残留婦人、1972年3月現地死亡
2	女	29	長野県	中和郷	中和開拓団	残留婦人、日本国籍
3	女	29	長野県	中和郷	中和開拓団	残留婦人、日本国籍
4	女	20	長野県	中和郷	中和開拓団	残留婦人、日本国籍
5	女	39	長野県	中和郷	中和開拓団	残留婦人、日本国籍
6	女	27	長野県	中和郷	中和開拓団	残留婦人、日本国籍
7	女	25	長野県	中和郷	中和開拓団	残留婦人、日本国籍
8	女	23	長野県	中和郷	中和開拓団	残留孤児、日本国籍
9	女	23	長野県	慶陽農場	中和開拓団	残留孤児、日本国籍
10	女	23	長野県	加信郷	中和開拓団	残留孤児、日本国籍
11	女	22	長野県	加信郷	中和開拓団	残留孤児、1969年7月現地死亡
12	女	21	長野県	加信郷	中和開拓団	残留孤児、1961年に中国国籍取得
13	女	21	長野県	加信郷	中和開拓団	残留孤児、1969年に中国国籍取得
14	女	19	長野県	中和郷	中和開拓団	残留孤児、1963年に中国国籍取得
15	男	19	長野県	加信郷	中和開拓団	残留孤児、1963年に中国国籍取得
16	男	17	長野県	延寿县城	中和開拓団	残留孤児、中国国籍(取得年不明)
17	女	14	長野県	加信郷	中和開拓団	残留孤児、1961年に中国国籍取得
18	女	44	山形県	太安郷	北靠山屯開拓団	残留婦人、日本国籍
19	女	33	長野県	北寧郷	満鉄	残留婦人、日本国籍
20	女	31	長野県	延寿县城	泰阜村開拓団	残留婦人、日本国籍
21	女	25	長野県	加信郷	泰阜村開拓団	残留婦人、1969年に中国国籍取得
22	女	24	長野県	凌河郷	李花屯開拓団	残留婦人、日本国籍

(21) 表16は、『延寿县公安局卷宗・日侨档案』案卷第86、37、33、35、32、51、58、52、14、92、39、48、26、62、36、13、30、46、45、42、53、29、50、10、30、12号により作成した。

23	女	21	長野県	加信郷	李花屯開拓団	残留孤児、1969年に中国国籍取得
24	女	20	埼玉県	中和郷	小八浪開拓団	残留孤児
25	女	17	長野県	加信郷	李花屯開拓団	残留孤児、1961年に中国国籍取得
26	女	17	山形県	加信郷	三道崗開拓団	残留孤児、日本国籍
27	女	17	不明	中和郷	不明	残留孤児、1966年に中国国籍取得
28	男	15	福島県	中和郷	不明	残留孤児、1964年に中国国籍取得
29	男	15	鹿児島県	中和郷	伊漢通開拓団	残留孤児、1960年に中国国籍取得

(注：ここで示した年齢は1955年に調査が行われた時点の年齢である。)

表16を見てわかるように、外僑として登録された残留日本人のなかには中和開拓団の関係者が約三分の一を占めている(1-17)。しかし、中和開拓団には後期の集団引揚げが終了した後に残留者が42名いたと記録されている(長野県開拓自興会満州開拓史刊行会1984:143)。二つの数字が一致しないのは、延寿県の外僑として登録された17名の中和開拓団の残留者のほかにも、中国人の家庭に入ったために登録の対象とされなかった幼い孤児たちや、延寿県外の方正県、尚志県、葦河鎮などの地域に転出した残留者もいたからであろう。

では、日本の国籍を持つ残留日本人は、その後どのように中国に在留したのだろうか。先に述べた「外国僑民居留登録及び居留証の発行暫定規定」(1954年)によれば、「居留証の有効期限は6ヶ月、1年または数年となる。しかし、居留期限は最長5年を超えてはならず、発行機関が実際の状況に応じて対応する。在留期間が満了したあとも継続して在留する場合は、在留期間満了の1ヶ月前に切り替えの申請を行わなければならない。2ヶ月以下の居留者は「臨時居留証を交付する」(第5条)と規定されていた。したがって、余儀なく中国で生活し続けていた残留者らは定期(1年または5年)的に在留資格を更新しなければならなかった。在留更新について、残留孤児Iさん(表16の9)は、当時の様子を次のように振り返っている。

そう、(国籍を)変えなかった。そいで、赤い手帳があったのね。中

国は外僑というの、外僑、そう、そう。それあってね、あの、毎年あれをするんだよね、登録というか、在留申請ね。毎年やっていたの、そう、そう。(22)

ここでIさんが語った在留申請の申請書は一枚の書類からなり、主に氏名（中国名／日本名）、性別、生年月日、国籍、現住所、職業、居留証番号、発行機関、在留期間、申請理由などの項目がある。Iさんは1957年に在留申請を更新した時、申請書に次のような理由を書いている。

私は子供がおり、現在の家庭や生活が安定している。社会労働にも参加している、日本に帰ることができないので、一年の延長を申請する次第である。(23)

残留日本人は外僑として、このような手続きを経て中国での在留生活を送っていた。一方、表16で示したように、外僑として登録された29名の残留日本人のなかには、中国での在留期間が長くなるにつれて、中国国籍に転籍した残留孤児が11名（12-17、23、25、27-29）、残留婦人が1名（21）いた。日中国交が断絶したあとの1960年から1969年の間に全員が転籍した。文化大革命が始まった1966年を中間点として、1960年から1966年までに転籍したのは1960年1名、1961年3名、1962年1名、1963年2名、1966年に1名の計8名だったのに対して、それ以降は1969年の3名のみとなっていた。なお、入籍の年次が確認できな



写真2 国籍取得申請書
2007年2月27日、筆者撮影

(22) 2005年8月10日、Iさんの自宅で筆者の聞き取り調査より。

(23) 『延寿县公安局卷宗・日侨档案』案卷第14号、Iさんの記録档案より。

かったものも1人いた(16)。

中国の国籍を取得するためには、申請書(写真2を参照)に必要な事項を書かなければならない。国籍取得申請書は3頁からなる。はじめの頁には①申請者の氏名、性別、生年月日、出身家庭、本人階級、国籍、教育程度、②現在地、職業及び会社の住所、いつから中国にきたか、③中国国籍取得の理由、④いつ、どこでどの団体あるいは党派、団体、軍隊、宗教などの組織に属したか、どんな役職を担当したか及び現在との関係といった項目があった。2頁目は、県あるいは省、自治区、直轄市の外事部門、僑務部門、公安部門の申請者に対する中国国籍取得審査意見である。3頁目は申請者の家庭関係、主要な社会関係、経歴などを記入する項目である。1966年より前に中国国籍取得したグループとそのあとで中国国籍取得したグループに分けて、残留日本人の中国国籍取得の状況を以下で見てもよう。

1966年の前のグループについては、まず1960年に中国国籍を取得した29を取り上げてみる。29は1960年に中国の国籍を取得した時に、その理由を次のように書いて申請している。

私は日本人の孤児である。敗戦の時に両親が死亡した。6歳の時に〇〇〇〇の家に引き取られ、私を育ててくれた。(養父は)私に小学校6年までの教育を受けさせ、手職(理髪)も学ばせてくれた。養父は自分の子供がおらず、私を養育してくれた。養父の養育の恩に報ずるためにずっと養父の子供でいたい。そのため、私は社会主義国家の公民になること、平和な中華人民共和国で生活することを願い、中華人民共和国の国籍を申請する次第である。

これに対して、審査する公安部門は次のような意見を述べている。

29は日本人孤児である。6歳の時に、両親が死亡したため、中国人の〇〇〇〇によって育てられた。29は現在中和人民公社の販売部の理髪店で勤めている。この数年、29は仕事に対して積極的に真面目だったし、思想も進歩的である。本人の過去は潔白であり、家族には複雑な政治的

背景がない。また、本人にも中国の養父のほか、複雑な社会関係がなく、その上、海外とのつながりもないため、われわれは彼の中国国籍取得申請に同意する。

このほかの7人は、おおむね①子供の頃から中国に来ており、中国の生活に慣れていること、②中国人と結婚しており、子供がいること、③本国日本との通信がなく、日本の両親が亡くなっており、日本語を話せないことなどを理由に中国国籍取得を申請していた。

一方、1969年に中国国籍取得した3人はどのような理由で申請したのだろうか。ここでは23の国籍取得申請書を見てみよう。

最高指示

われわれの事業を指導する核心的な力は中国共産党である。われわれの思想の理論を指導するのはマルクス・レーニン主義である。

国籍取得申請書

まず、われわれの偉大な領袖、われわれの心の太陽である毛主席の長寿を願う。

毛主席の親密な戦友、林副主席（林彪）が永遠に健康であることを願う。

私は強い気持で中国の国籍を取得することを願いたい。一人の偉大な中華人民共和国の公民になりたい。毛主席の本を読み、毛主席の話を聞き、毛主席の指示に従い、毛主席の良い戦士となる。私が国籍取得の申請をした理由は

- 1) 私は中国の公民と結婚して数十年になり、しかも子供がいる。
- 2) 私は心から中国を愛し、中国人民を愛する。
- 3) 私は心からいっそうわれわれの偉大な領袖毛主席を愛し、偉大かつ栄光、正しい中国共産党を愛する。

類がなく優越した社会主義の制度の下で、われわれは非常に幸せな生活を送っている。われわれの前途は希望に満ちている。したがって、私は中国の国籍を取得することを決心した。偉大な領袖毛主席について一生革命を遂行し、社会主義の建設のために貢献する。

申請人：〇〇〇〇

1969年8月3日

これと別の二つの申請書（13、21）も、ほぼ同じ形式、内容となっており、日付もほぼ同時期の1969年8月3日と同年8月4日であった。この申請書からわかるように、1966年以後の文化大革命のなかで国籍取得したグループは国内の政治運動の影響が大きく、申請書にはそれまで必要のなかった中国、共産党、毛沢東などを称賛する文言を申請理由として書かなければならなかった。また、激しい政治闘争が繰り返されていた文化大革命に直面して、身の危険を感じた残留日本人たちが中国国籍の取得を希望したのではないかと推測される。また、「60年代の初期、中国政府は残留日本人の帰国を厳しく制限するようになっており、基本的に帰国申請を受理しない政策をとっていた」（黒龍江省志・公安志2001：388）ため、子供の将来に悪い影響を与えないよう、中国国籍の取得を希望したとも考えられる。

60年代では、これら残留日本人の国籍取得申請に対して、当地の公安機関および管轄する市、省の公安機関が審査を行った。申請書からは、その審査について明確な基準を確認することはできなかった。主に申請者の社会関係・海外関係、申請者の仕事などに対する態度や犯罪の有無、帰国の可能性などから総合的に判断されていたと思われる。

このように、1955年以降、1958年まで続いていた後期集団引揚げの終結、そして1959年に日中国交の断絶といった状況のなかで、中国政府は当初外僑として登録させた日本人孤児、婦人による国籍取得の申請に対する審査を徐々に緩めていった。『黒龍江省志・公安志』によれば、黒龍江省における外僑の国籍取得（主に残留日本婦人と朝鮮人）は、1949年2名、1951年3名にすぎなかったが、1955年33名、1956年180名、1961年107名、1965年138名、1966年146名、1967年は最も多く222名に増加していた（黒龍江省志・公安志2001：383）。但し、残留婦人は国籍取得するケースが少なく、1953年に日本に引揚げた家族との連絡が取れていたことや残留婦人の体験のなかにあるように、「いつか生きて日本に帰りたい」という強い意識で日本人として生き、日本の国籍を変えない人が多かった。

50年代後半から60年代までにおける中国政府の残留日本人に対する管理政策の変化によって、当初のカテゴリーは日僑と中国籍日本人の二つのカテゴリーに分かれた。これらに終戦の直後に中国人の家庭に統合された残留孤児というカテゴリーを加えたものが、いわゆる中国政府がいう「三種人」（日僑、中国籍日本人、日本人孤児）である。

1972年9月の日中国交正常化を契機に中国政府は残留日本人に対する政策を大きく転換した。1973年6月と9月、周恩来総理は2回にわたって中国政府が残留日本人の一時帰国を支援することを日本政府に表明し（黒龍江省志・公安志2001：399）、同年10月、公安部、外交部、財務部が中央政府と周恩来総理の指示により共同の通知を出した。これによって中国政府は、中国建国後初めて日本に一時帰国する「三種人」に対して往復の旅費を提供し、同行する子女には適当な旅費を補助、さらに経済的困難者には旅費のほか適当な生活費も補助するという方針を明らかにしたのであった（黒龍江省志・公安志2001：399）。

こうして1974年から残留日本人の一時帰国が始まった。例えば、筆者の聞き取り調査では、中和開拓団の残留婦人のKMさんは1975年に日本に永住帰国、同年、残留婦人のXLさん、SMさん、残留孤児のIさん、Cさんが一時帰国、そして1976年にはKTさんが一時帰国を果たしたことが確認できた。こうした日中国交正常化後の残留日本人の一時帰国は、80年代以降に始まった残留孤児の訪日調査に繋がる大きな要因の一つでもあった。

おわりに

以上のように、本稿は1949年の中国建国を中間点として、建国前の共産党政権が主導する土地改革（1946年～1948年）において、農村部にいた残留日本人がどのように処遇されたのか、そして建国後の新中国政府（1949年～1980年）が、国家として残留日本人をどのように管理し、それはそのような政策に則ったものであったのかについて検討してきた。

1946年から1948年までの東北土地改革において、農村部に取り残された日本人は現地中国社会に再編され統合されていた。このことをめぐっ

て次の2点を指摘することができる。1点目は、避難生活のなかで家族を救うため、あるいは生きていくために地主や富農の家に売られた日本人は、土地改革の過程で解放され自由を与えられたということである。2点目は、土地改革では残留日本人にも現地の農民たちと同じように土地を均等に割り当てられたことである。残留日本人を現地社会に安定させようという政策があった。

1948年に土地改革が終了して東北地域における統治を確立させると、共産党は同地域に残留した日本人に対して外国人の戸籍調査登録の協力を要請した。1949年10月に新中国建国がなされると、1950年に在留外国人を対象とした再調査が実施され、残留日本人は日僑として登録管理されることとなった。その翌年の1951年に、国務院は残留日本人を含めた外国人在留の長期化に備え、『外国僑民出入および居留暫定規定』を公布した。一方、1953年の後期集団引揚げに関する決定により、中国政府は残留日本人を本国へと送還する政策に転換した。この政策の転換は、全国規模で行われたものであり、都市部と農村部との差異がほとんどない。ただし例外として、辺鄙な農村部において引揚げの情報が残留者に伝わらなかったことも考えられる。

1953年に始まった後期集団引揚げの事業は1958年まで続いた。中国政府はこの送還事業を実施すると同時に、1955年以降、さまざまな理由で帰国を果していない12歳以上の残留日本人を日僑として登録した。彼らが外国人として中国で生活していくためには1年または5年に一度在留資格を更新しなければならなかった。

1958年には後期集団引揚げが終結し、日中国交は全面的に断絶がなされた。また、60年代の初期より中国政府は残留日本人の帰国申請に対して基本的に受理しない政策を打ち出し、さらに1966年には文化大革命が始まった。これらの諸要因により、帰国の見通しがつかなくなった残留日本人は、家庭や子供のために中国の国籍を取得するようになった。黒龍江省の60年代における国籍取得者数のデータからみれば、中国政府は国籍取得申請に対して徐々に政策を緩めていた。本稿で取り上げた延寿県における残留日本人の状況と照らし合わせてみると、明らかである。日中国交が断絶されているなかで、中国政府が残留日本人を中国社会に統合しよう

とした政策の一面を伺うことができる。

一方、1972年に日中国交が正常化されると、残留日本人に対する政策が大きく転換した。1981年に日本政府による残留孤児の訪日調査が実施されるまで、中国政府は残留日本人の帰国や里帰りを支援し続けた。それゆえに、1972年の日中国交正常化の直後、多くの残留日本人は早い段階で里帰りや帰国を果たせたのである。

このように、本稿での分析により中国の建国前の共産党政権および建国後の中国政府が戦後の中国東北農村社会に取り残された日本人に対して行ってきた施策、国家管理政策、戸籍管理などの具体的な展開と内容が明らかとなった。しかし、戦後の中国社会に取り残された日本人の中には、東北の農村部に集中していた開拓団の関係者のみならず、中国共産党や国民党政府の要請や命令によって、技術や労働を提供するために、「留用者」となった日本人の医者、看護婦、技術者、元軍人といった人々も存在していた。その数は、家族を含めて2万人を超えていたと言われる。こうした「留用」された日本人に対して、共産党政権あるいは国民党政府は、どのような管理政策を実施したか、また、彼らの在留や戸籍管理などの問題について開拓団関係者との相違があるか否か両者を比較しながら、解明していくことを今後の課題としたい。

引用文献：

- 呉万虹（1999）「中国残留日本人の帰国：その経緯と類型」『神戸法学雑誌』第49巻第1号、189-245頁。
- 延寿県地方志弁別室（1991）『延寿県志』中国三環出版社
- 王伟彬（2005）「在中国日本人の引揚げに関する一考察」『修道法学』第27巻第2号、228-211頁。
- 王玉卿（2003）「延寿土地改革運動」姜学編『延寿之歌』中国戏剧出版社
- 大澤武司（2003）「在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係一日中民間交渉における『三団体方式』を中心として一」『アジア研究』第49巻第3号、54-70頁。
- 可児力一郎（2003）『風雪に耐えて咲く寒梅のように—二つの祖国の狭間に生きて』信濃毎日新聞

- 姜学（2003）「延寿革命老区大事記」『延寿之歌』中国戏剧出版社
- 黒龍江省地方志編纂委員会（2001）『黒龍江省志・公安志』（1999）黒龍江省出版社
- 小林袈裟治（2002）『古希を迎えて時々の思いで』（私家版、手記）
- 趙彦民（2007）『満洲愛国信濃村の生活—中国残留孤児達の家族史—』三重大学出版会
- 長野県開拓自興会満州開拓史刊行会（1984）『長野県満州開拓史』（各団編）
- ハルビン市地方志編纂委員会（1999）『ハルビン市志』黒龍江人民出版社
- ハルビン市地方志編纂委員会（1999）『ハルビン市志・外事志』黒龍江人民出版社
- ハルビン市地方志編纂委員会（1999）『ハルビン市志・公安志』黒龍江省人民出版社
- 南誠（2009）「戦後の中国における『日本人』政策—ポストコロニアルと国民統合の視点から—」『21世紀東アジア社会学』第2号、120-135頁。
- （2005）『中国残留日本人』の歴史形成に関する一考察』『日中社会学研究』第13号、148-174頁。
- 元中和鎮信濃村開拓団編（1975）『追憶—あゝ中和鎮』（非売品）信毎書籍

附記：本稿为中国教育部留学回国人员科研启动资金资助项目与山东大学自主创新项目（编号：2011TB005）的阶段性成果。

战后中国对遗华日侨政策

赵彦民

摘要：

本文主要以长野县第七次中和镇信浓村开拓团为对象，对日本战败后由于各种原因错失归国机会的“残留日本人”是如何在中国东北农村社会生活、建国后中国政府对其实施了那些管理政策等问题展开了考察。通过对地方志、当地公安外事部门保存的“残留日本人”的档案记录及对经历者口述采访资料的梳理与分析，考察结果总结有如下三点。

首先，在中国建国前1946年至1948年开展的土地改革运动过程中，滞留在东北农村的“残留日本人”被统合纳入到当地社会。具体而言，在走投无路的逃难途中，为了家人的生路或将来能生还归国被卖到地主与富农家庭的“残留日本人”，在共产党政权实施的土地改革下，解除了当初与地主及富农的不合理的“契约”家族关系，并且与当地的中国人同样得到了土地的平均分配。

其次，1949年中国建国后，中国政府对在华外国人实施了调查，把“残留日本人”作为日侨，对其进行了登录和户政管理，在1951年发布了《外国侨民出入及居留暂定规定》。1953年、中日两国遣返日侨问题达成共识后，中国政府对自愿归国的日侨实施了遣返送还工作。同时，1955年对因各种原因未能归国12岁以上的日侨进行了外籍人口户籍登记，要求其一年或五年进行一次在留更新。进入60年代，由于日中两国全面断交，中国政府对在华“残留日本人”的归国申请基本上采取了不受理的态度。1966年文革开始后，部分失去归国希望的日侨为了家庭与孩子开始申请加入中国国籍，中国政府对此采取的是逐渐放宽的政策。

1972年中日关系正常化后，中国政府对在华“残留日本人”的政策发生了较大的转变。在1973年6月、9月，周恩来总理先后两次发表了“中国政府愿意援助日侨回国探亲”的声明。在日本政府1981年对在华“残留日本人”实施访日调查为止，中国政府对“残留日本人”归国探亲的援助从

未间断。因此，1972年中日邦交正常化后，较多的“残留日本人”在早期实现了永住归国或探亲的愿望。